オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和元年6月14日

支出負担行為担当官 鳥取地方法務局長 太 田 孝 治

- 1 見積依頼に付する事項
 - (1) 件 名 鳥取地方法務局事務室扉改修等工事
 - (2) 仕様等 詳細は仕様書のとおり
 - (3) 履行期限及び場所 令和元年9月30日(月) 場所の詳細は仕様書のとおり

2 参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号,以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分において、法務省の平成31・32年(令和元年・2年)度における建築一式工事に係るD等級(総合数値850点未満)以上又は建具の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 下記5の書類の提出期限の日から見積合わせのときまでの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けてい

ないこと。

(4) 見積合わせに参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する 関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めること を目的に当事者間で連絡をとることは、本規定に抵触するものではないこと に留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役),持分会社(合名会社,合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員,組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又 は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に 「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が,他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 人的関係その他見積合わせの適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の見積合わせに参加し ている場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係がある と認められる場合
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生 法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記(2)の再認定を受け

た者を除く。) でないこと。

- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から当公示日までの期間が1か月を経過していること。
- 3 本調達に係る問合せ先

 $\mp 680 - 0011$

鳥取市東町二丁目302番地 鳥取第二地方合同庁舎3階

鳥取地方法務局会計課(担当:施設係 齊藤)

TEL 0857-22-2160 (直通)

FAX 0857-22-2341

- 4 仕様書等の配布方法,配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間

令和元年6月14日(金)から令和元年6月28日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

上記3のとおり。

なお、郵送又はメールによる配布を希望する場合は、上記3の連絡先に電話で依頼すること。

- 5 事前提出書類の提出方法,提出期限及び提出場所
 - (1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を各1部ずつ提出すること。

ア 「資格決定通知書(法務省一般競争参加資格)」の写し

イ 契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者でない者であ

ることを証明する「誓約書(役員名簿添付)」 ※ イは仕様書とともに配布する。

(2) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。

(3) 提出期限令和元年6月28日(金)午後5時15分まで

(4) 提出場所上記3のとおり

- 6 見積書の提出方法,提出期限及び提出場所
 - (1) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。
 - (2) 提出期限令和元年6月28日(金)午後5時15分まで(必着)
 - (3) 提出場所 上記3のとおり
- 7 見積合わせの日時令和元年7月1日(月)午前9時00分
- 8 見積書の記載金額等

見積書の様式は問わないが,見積書に記載する金額は,消費税及び地方消費 税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で, 最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

- 10 契約保証金の納付免除
- 11 契約書等作成の要否

契約書の作成は要しないが、別添請書(案)に基づき、請書を作成する。

12 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 使用する言語は日本語,通貨は日本円,時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
- (3) 詳細は、鳥取地方法務局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

以 上